

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第22号

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例
いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表第 1（第 5 条関係）						別表第 1（第 5 条関係）					
施設名	ホール	展示室 1	展示室 2	展示室 3	会議室501 会議室601 会議室602 会議室603 会議室604 会議室605 和室606 和室607 和室608 調理実習室 世代間交流室 スタジオ・調整室 練習スタジオ 会議室701 会議室702 会議室703 シャワー室704 シャワー室705 シャワー室706 リハーサル室 ミーティングルーム707 ミーティングルーム708 控室709 控室710 控室711 控室712 控室713 会議室801（特別） 会議室802 会議室803 会議室804 会議室805 会議室806 会議室807 会議室808 会議室809（和室） 研修室810 研修室811 研修室812 研修室813 研修室814 研修室815 研修室816 研修室817 屋外広場 県民プラザ	施設名	ホール	<u>多目的スペース</u>	展示室 1	展示室 2	展示室 3 会議室501 会議室601 会議室602 会議室603 会議室604 会議室605 和室606 和室607 和室608 調理実習室 世代間交流室 スタジオ・調整室 練習スタジオ 会議室701 会議室702 会議室703 シャワー室704 シャワー室705 シャワー室706 リハーサル室 ミーティングルーム707 ミーティングルーム708 控室709 控室710 控室711 控室712 控室713 会議室801（特別） 会議室802 会議室803 会議室804 会議室805 会議室806 会議室807 会議室808 会議室809（和室） 研修室810 研修室811 研修室812 研修室813 研修室814 研修室815 研修室816 研修室817 屋外広場 県民プラザ
備考 改正部分は、下線の部分である。											

別表第 2 の 1 中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用料金の上 限額
		9 時から12 時まで	13時から17 時まで	17時30分か ら21時30分 まで	9 時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9 時から21 時30分まで	
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円	円	円	円	円	円	1 附属の設備の利用料金

		14,750	24,970	30,640	41,980	59,020	72,620	附属の設備を使用する 場合においては、1件又 は1式1回につき18,680 円の範囲内で知事が定め る額 2 電気料 機械又は器具を設置し て電気を使用する場合に においては、実費を基準と して知事が定める額
	その他の日	11,350	20,430	24,970	35,180	48,800	61,280	
1,000円未満の入場料を 徴収する場合	土曜日及び休日	21,550	35,180	44,250	59,020	82,840	103,250	
	その他の日	17,010	29,500	36,310	49,940	69,220	85,100	
1,000円以上3,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	28,370	45,380	57,870	77,180	106,680	132,760	
	その他の日	22,700	37,440	47,660	63,550	89,650	111,210	
3,000円以上5,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	37,440	61,280	77,180	103,250	142,980	178,170	
	その他の日	30,640	51,070	63,550	85,100	119,150	147,520	
5,000円以上の入場料を 徴収する場合	土曜日及び休日	47,660	77,180	96,460	129,360	179,290	222,410	
	その他の日	38,580	63,550	79,440	106,680	149,800	184,970	

別表第2の2中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利 用料金の上限額
		9時から12 時まで	13時から17 時まで	17時30分 から21時30分 まで	9時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9時から21 時30分まで	
多目的スペース		円 710	円 1,030	円 1,410	円 1,700	円 2,400	円 3,230	1 附属の設備 の利用料金 附属の設備 を使用する場 合においては 、1件又は1 式1回につき 6,620円の範 囲内で知事が 定める額 2 電気料
展示室1	入場料を徴収しない場合	1,020	1,470	2,160	2,500	3,630	4,990	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,590	2,270	3,170	3,860	5,550	7,490	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	2,160	3,060	4,320	5,220	7,490	9,980	
展示室2	入場料を徴収しない場合	2,370	3,520	4,870	5,900	8,390	11,130	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,630	5,220	7,250	8,850	12,470	16,690	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,870	7,040	9,760	11,920	16,790	22,470	
展示室3	入場料を徴収しない場合	3,060	4,430	6,240	7,490	10,670	14,290	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,530	6,810	9,310	11,350	16,110	21,440	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	6,240	9,070	12,470	15,310	21,550	28,710	

会議室501	7, 150	9, 650	13, 610	17, 360	23, 260	30, 410
会議室601	1, 020	1, 470	2, 050	2, 710	3, 520	4, 770
会議室602	2, 840	3, 740	5, 450	6, 930	9, 200	12, 260
会議室603	900	1, 140	1, 710	2, 270	2, 950	4, 080
会議室604	900	1, 140	1, 710	2, 270	2, 950	4, 080
会議室605	1, 370	1, 710	2, 500	3, 170	4, 200	5, 680
和室606	690	900	1, 370	1, 590	2, 270	2, 950
和室607	690	900	1, 370	1, 590	2, 270	2, 950
和室608	690	900	1, 370	1, 590	2, 270	2, 950
調理実習室	7, 250	9, 860	13, 840	17, 820	23, 710	30, 980
世代間交流室	12, 370	16, 570	23, 150	29, 740	39, 710	52, 080
スタジオ・調整室	4, 200	5, 680	7, 840	10, 210	13, 500	17, 820
練習スタジオ	900	1, 370	1, 820	2, 370	3, 170	4, 200
会議室701	3, 520	4, 770	6, 590	8, 620	11, 350	15, 090
会議室702	3, 520	4, 770	6, 590	8, 620	11, 350	15, 090
会議室703	3, 520	4, 770	6, 590	8, 620	11, 350	15, 090
シャワー室704	450	690	690	1, 470	1, 470	2, 270
シャワー室705	450	690	690	1, 470	1, 470	2, 270
シャワー室706	450	690	690	1, 470	1, 470	2, 270
リハーサル室	3, 520	4, 770	6, 590	8, 510	11, 350	14, 980
ミーティングルーム707	1, 370	1, 820	2, 710	3, 400	4, 530	6, 130
ミーティングルーム708	790	1, 020	1, 470	2, 050	2, 500	3, 520
控室709	690	790	1, 020	1, 590	1, 820	2, 840
控室710	2, 370	3, 170	3, 860	5, 780	7, 040	10, 320
控室711	1, 590	2, 160	2, 500	3, 740	4, 650	6, 810
控室712	790	1, 020	1, 370	2, 050	2, 370	3, 520

機械又は器具を設置して電気を使用する場合には、実費を基準として知事が定める額

控室713	790	1,020	1,370	2,050	2,370	3,520
会議室801（特別）	5,220	7,040	9,860	12,710	16,910	22,130
会議室802	3,520	4,770	6,590	8,510	11,350	14,980
会議室803	12,020	16,110	22,580	29,050	38,700	50,730
会議室804	20,770	27,680	38,910	50,050	66,610	87,380
会議室805	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
会議室806	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
会議室807	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
会議室808	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
会議室809（和室）	2,160	2,840	4,080	5,100	6,930	9,070
研修室810	3,630	4,870	6,930	8,970	11,820	15,660
研修室811	3,520	4,770	6,590	8,510	11,350	14,980
研修室812	12,260	16,350	22,810	29,390	39,150	51,420
研修室813	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
研修室814	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
研修室815	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
研修室816	1,590	2,160	3,060	4,080	5,220	7,040
研修室817	2,160	2,840	4,080	5,100	6,930	9,070
屋外広場	21,290	31,220	42,570	51,080	72,370	97,560
県民プラザ	14,490	21,250	28,980	34,780	49,270	66,410

別表第2の2中備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4の次に備考5として次のように加える。

- 5 屋外広場又は県民プラザについて、その一部のみを使用する場合は、それぞれの利用料金の上限額に、当該使用に係る部分の面積の当該施設の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。